

項 目	デジタルパーマ機器の取扱いについて
1 内容	<p>近年、コールドパーマに代わり、「デジタルパーマ」として”熱を使うパーマ”が再普及し、輸入商品も増えるなど多くの機器が流通しています。</p> <p>この「デジタルパーマ」の電気用品安全法における対象・非対象の取扱いはどのようなになっていますか。</p>
2 回答	<p>昭和63年1月13日改正(甲種電気用品から乙種電気用品へ73品目の移行改正)時に指定を取り消した「パーマメントマシン」(発熱体を組み込んだクリップ状のものを多数そなえたもので毛髪にウエーブをつけるもの。)に相当するものであることから、電気用品安全法上は非対象として取り扱っています。</p>